

おくやみ ハンドブック

杉戸町

ご遺族のみなさまへ

このたびのご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。ご遺族のみなさまにおかれましては、今後さまざまな申請や届出が必要になるかと存じます。杉戸町では、必要な手続きを少しでも分かりやすく行っていただけるよう、主な手続きを一覧にした「おくやみハンドブック」を作成しました。お手続きの際のご参考になれば幸いです。

杉戸町役場の案内

住 所 〒345-8502 杉戸町清地2丁目9番29号

電話番号 0480-33-1111 (代表)

開庁時間 月～金(土日、祝日、年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時15分



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。

2026年10月発行

発行: 北葛飾郡杉戸町 編集・デザイン: 株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています

相続相談

死亡届の後の手続き、
何から始めればいいのかご存じですか？



みつぎ
満木法律・登記事務所

当事務所では、弁護士・司法書士・
税理士と連携し、複雑な相続手続きを
ワンストップでサポートしています。

こんな
お悩みは
ありませんか？



- ✓ 土地・建物の名義変更をしていない
- ✓ 銀行口座の相続手続きがわからない
- ✓ 相続人の間で話し合いが進まない
- ✓ 相続税がかかるか相談したい（提携税理士）



重要 相続登記が義務化されました

※原則として、相続を知った日から3年以内のお手続きが必要です。
※相続した不動産を売却したい場合にも、必ず相続人への名義変更が必要となります。

大変な手続きをまとめて
サポートいたします

- 相続登記 ● 戸籍収集 ● 遺産分割協議書の作成 ● 相続放棄手続
- 預貯金・株式の相続手続き ● 遺産分割調停 ● 相続税の申告（提携税理士）

☎ **0480-25-1271**

落ちついた雰囲気ですぐにご相談をお伺いいたします。

初回相談料 3,000円（要予約）

JA埼玉みずほ 顧問司法書士（組合員の方はお近くの支店までご連絡ください。）

HPはこちら



満木法律・登記事務所

〒346-0011 久喜市青毛4丁目11-12

営業時間 平日 9:00～17:00 定休日 土曜日・日曜日・祝日

駐車場5台有り

- 弁護士 満木 祐子
- 司法書士 満木 信吉
- 司法書士 満木 葉子
- 埼玉弁護士会 ● 埼玉司法書士会

アクセスはこちら



目次

● 町役場での手続きチェックリスト	P1
● 町役場以外での主な手続き一覧	P2
● 住民登録、印鑑登録、マイナンバーカードに関する事.....	P3
● 年金に関する事	P4
● 国民健康保険に関する事	P6
● 後期高齢者医療保険に関する事	P6
● 介護保険に関する事	P6
● 高齢者福祉サービスに関する事	P7
● バイク、小型特殊自動車に関する事	P7
● 税金に関する事	P7
● 障がい者福祉に関する事	P8
● こども(手当、医療費)に関する事	P8
● 上下水道に関する事	P9
● 飼い犬に関する事	P9
● 農地に関する事	P9

亡くなった後の手続きの一般的な流れ

7日以内

● 死亡届の提出

14日以内

● 国民健康保険等の手続き ● 年金関係の手続き

3ヶ月以内

● 遺言調査・遺言書の検認 ● 相続放棄

4ヶ月以内

● 所得税の準確定申告

10ヶ月以内

● 遺産分割協議 ● 相続税の申告

杉戸町役場での詳しい手続きについては、次のページ以降に掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

町役場での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録 印鑑登録	世帯主である方	●世帯主の変更(変更届)		☐	町民課 (住民・戸籍担当)	3
	印鑑登録をしている方	●印鑑登録証(杉戸町民カード)は 廃止されます。		☐	町民課 (住民・戸籍担当)	3
	マイナンバーカード(個人番号カード) をお持ちの方	●マイナンバーカード(個人番号カード) は失効されます。		☐	町民課 (住民・戸籍担当)	3
年金	国民年金に加入している方	●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求		☐	町民課 (国民年金担当)	4
	国民年金を受給している方 (国民年金のみ受給)	●未支給年金の請求		☐	町民課 (国民年金担当)	5
	厚生年金・共済年金を受給している方、 または加入している方	年金事務所または各共済組合に 直接お問い合わせください。		☐	-	5
国民 健康保険	国民健康保険に加入している方	●資格確認書等の返還 ●葬祭費の支給申請		☐	町民課 (国民健康保険担当)	6
後期高齢者 医療	後期高齢者医療保険に加入している方	●相続人代表者の申立 ●葬祭費の支給申請		☐	町民課 (後期高齢者医療担当)	6
介護保険	65歳以上 または要介護認定を受けている方	●介護保険資格喪失届の提出		☐	高齢介護課	6
高齢者	高齢者福祉サービスを利用している方	●利用廃止届の提出		☐	高齢介護課	7
バイク 小型特殊 自動車	原動機付自転車(125cc以下)・ 小型特殊自動車を所有している方	●廃車または名義変更		☐	税務課	7
税金	町民税・県民税を納めている方 固定資産を所有している方 町税の納付(未納がある場合)	●相続人代表者指定届の提出 ●土地・家屋の現所有者変更 ●納税相談(未納がある場合) ●口座振替終了の届出 (口座の登録がある場合)		☐	税務課	7
障がい者 福祉	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方	●障害者手帳の返還 ●受給者証等の返還 ●各種手当の資格喪失届の提出 ●埼玉県心身障害者扶養共済制度に関する 手続き(加入者のみ)		☐	福祉課	8
こども	こども医療費 ひとり親家庭等医療費 児童手当 を受給されて いる方	●受給資格証の返還(医療費) ●受給者の変更		☐	子育て支援課	8
	児童扶養手当 特別児童扶養手当 を受給されて いる方	●受給資格喪失届等				
上下水道	上下水道の使用者または所有者	●上下水道の休止 ●上下水道の名義変更 ●お支払い口座の変更		☐	上下水道課 (第一配水場敷地内)	9
飼い犬	犬を飼っている方	●犬の登録事項の変更届の提出		☐	環境課 (環境センター)	9
農地	農地を相続された方	●農地法第3条の3の規定による届出書の 提出		☐	農業委員会事務局	9

※杉戸町役場庁舎案内図は17ページをご参照ください。

町役場以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
町役場以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求 入院給付金の請求等		☐	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		☐	各金融機関 等
	株式等	名義変更		☐	各証券会社 等
	遺言書	検認・開封		☐	さいたま家庭裁判所 越谷支部 ☎048-910-0112
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		☐	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		☐	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		☐	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		☐	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納		☐	杉戸警察署 ☎0480-33-0110
	クレジットカード	解約		☐	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		☐	さいたま地方法務局 春日部出張所 ☎048-752-2339
	国税関係 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告		☐	春日部税務署 ☎048-733-2111
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		☐	償還金支払場所 または証券保険証書に記載の郵便局

メモ

町役場での手続き

世帯主である方

世帯主がお亡くなりになった場合は、世帯主が変更になります。

お亡くなりになった方を除き、同じ世帯の方が2名以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要となります。手続きが完了するまでの間は、同じ世帯の方の住民票に関する証明書を発行することができないため、お早めに手続きをお願いいたします。

手続き・持ち物

●世帯主の変更(変更届)

世帯主変更手続きに来庁される方の本人確認ができるもの

- ☐ ①マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、旅券など
- ☐ ②「①」を所持していない場合

資格確認書、介護保険証、診察券などのうち2種類

※新しく世帯主になる方以外が手続きする場合は委任状が必要です。

受付窓口

町民課 住民・戸籍担当 (内線254)

印鑑登録をしている方

印鑑登録をしている方がお亡くなりになった場合は、印鑑登録は廃止されます。

印鑑登録証(杉戸町民カード)の返納を希望される場合は、町民課窓口までお持ちください。

受付窓口

町民課 住民・戸籍担当 (内線254)

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方がお亡くなりになった場合、マイナンバーカード(個人番号カード)は失効されます。相続等の手続きが必要な場合がありますので、返納を希望される場合は、全ての手続きが終わってから返納してください。

受付窓口

町民課 住民・戸籍担当 (内線255)

メモ

国民年金に加入している方

故人とご遺族が次に該当する場合、年金や一時金が支給される場合があります。

故人と生計を同じくしていたご遺族が対象です。

保険料納付要件等があり年金事務所で年金記録の確認が必要で、また、下記以外の書類が必要になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

手続きの際は、請求者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)をお持ちください。

代理人が手続きをする場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

故人について

●遺族基礎年金

- ・国民年金の被保険者
- ・国内居住者で60歳以上65歳未満の国民年金の被保険者であった方
- ・老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方

●寡婦年金

国民年金第1号被保険者として保険料納付期間(免除期間含む)が10年以上あり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せず亡くなった方

●死亡一時金

国民年金第1号被保険者として保険料納付期間が3年以上あり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せず亡くなった方

ご遺族について

●遺族基礎年金

- ・故人の子のある配偶者 ・故人の子

※子とは、18歳到達の年度末までの子、または障害年金1・2級の障害の状態にある20歳未満の子

●寡婦年金

故人と10年以上婚姻関係にある妻

※妻が60歳から65歳になるまでの間支給

※妻が老齢基礎年金を繰上げ受給していない場合に支給

●死亡一時金

故人と生計を同じくしていた

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

※支給は①～⑥の順で、先順位者がいる場合は、後順位者は受給できません。

手続き・持ち物

●遺族基礎年金の請求

- ☐ 故人の基礎年金番号通知書(年金手帳)
- ☐ 故人と請求者の続柄が確認できる戸籍謄本 ☐ 請求者の預金通帳
- ☐ 請求者の世帯全員の住民票 ☐ 故人の住民票除票 ☐ 請求者・子の所得証明書
- ☐ 死亡診断書の写し ☐ 生計同一関係に関する申立書(故人と請求者が別世帯の場合)

※請求者のマイナンバーの記入により、書類を一部省略できます。

●寡婦年金の請求

- ☐ 故人の基礎年金番号通知書(年金手帳)
- ☐ 故人と請求者の続柄が確認できる戸籍謄本 ☐ 請求者の預金通帳
- ☐ 請求者の世帯全員の住民票 ☐ 故人の住民票除票 ☐ 請求者の所得証明書
- ☐ 生計同一関係に関する申立書(故人と請求者が別世帯の場合)

※請求者のマイナンバーの記入により、書類を一部省略できます。

●死亡一時金の請求

- ☐ 故人の基礎年金番号通知書(年金手帳) ☐ 故人と請求者の続柄が確認できる戸籍謄本
- ☐ 請求者の預金通帳 ☐ 請求者の世帯全員の住民票 ☐ 故人の住民票除票
- ☐ 生計同一関係に関する申立書(故人と請求者が別世帯の場合)

※請求者のマイナンバーの記入により、書類を一部省略できます。

受付窓口

町民課 国民年金担当 (内線253・453)

期限

遺族基礎年金・寡婦年金▶亡くなった日から5年以内

死亡一時金▶亡くなった日から2年以内

国民年金を受給している方(国民年金のみ受給)

故人が年金を受給しており、ご遺族が次に該当すると未支給年金の請求ができる場合があります。

年金を受けていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他(①～⑥以外の3親等内の親族)

※支給は①～⑦の順で、先順位者がいる場合は、後順位者は受給できません。

下記以外の書類が必要になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

手続きの際は、請求者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)をお持ちください。

代理人が手続きをする場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

手続き・持ち物

●未支給年金の請求

- ☐ 故人の年金証書 ☐ 故人と請求者の続柄が確認できる戸籍謄(抄)本
 - ☐ 請求者の預金通帳 ☐ 請求者の世帯全員の住民票
 - ☐ 故人の住民票除票
 - ☐ 生計同一関係に関する申立書(故人と請求者が別世帯の場合)
- ※請求者のマイナンバーの記入により、書類を一部省略できます。

受付窓口

町民課 国民年金担当 (内線253・453)

期限

亡くなった日から5年以内

厚生年金・共済年金を受給している方、または加入している方

年金事務所または各共済組合に直接お問い合わせください。

受付窓口

- 日本年金機構春日部年金事務所 ☎048-737-7112
- 各共済組合

メモ

不動産の名義変更・遺産分割

相続の 専門家

代表司法書士
笹岡 貴城

ささおか司法書士事務所にご相談ください

相続が発生し、初めてのことで誰に何を相談していいかわからず不安な方も多いと思います。

そのようなご相談に耳を傾け、相続専門家の立場から最適なお提案をいたします。皆様のお気持ちに寄り添い、丁寧な対応をいたします。どうぞお気軽にご連絡ください。

お客様からの嬉しいお声

60代
女性

親身に相談にのってくださり
全てお任せできる安心感がありました。

60代
男性

定期的に進み具合を連絡してくれて
その都度相談にものってくれました。

70代
男性

対応が早く、人柄もよかったです。

まずは
お電話ください

この冊子をご覧になった杉戸町内にお住まいの方

杉戸町内出張無料!



ご存じですか?

早めの対応が必要です!

相続登記の
義務化

令和6年(2024年)
4月1日より

不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の「過料」が科される可能性があります。相続が複雑化して対応が難しくなる前に、専門家を通しての正しい登記をおすすめします。

ささおか司法書士事務所ができること

相続登記

遺産分割協議書の作成

相続放棄

など

相続にかかわることは何でもご相談ください。

埼玉県全域対応

相談・見積
無料



ささおか司法書士事務所

TEL 0480-53-7750

〒349-1106 埼玉県久喜市緑1丁目14番9号

info@sasaoka-office.com

受付時間 平日 9:00~18:00
事前予約で時間外・休日にも対応いたします

ホームページはこちら

<https://sasaoka-office.com/>



ご自宅でのご相談も可能です



国民健康保険に加入している方

手続き・持ち物

●資格確認書等の返還

- ☐ 資格確認書
- ☐ 限度額適用認定証(該当者)
- ☐ 特定疾病療養受療証(該当者)

●葬祭費の支給申請

- ☐ 葬祭執行者(喪主)が確認できる書類(会葬礼状、葬儀の領収書等)
- ☐ 葬祭執行者(喪主)の通帳
- ☐ 委任状(葬祭執行者以外の口座に振り込む場合)

受付窓口

町民課 国民健康保険担当 (内線252・454)

期限

葬祭費の支給申請 葬儀を行った日の翌日から2年以内

後期高齢者医療保険に加入している方

手続き・持ち物

●相続人代表者の申立

- ☐ 資格が確認できるもの
- ☐ 相続人代表者の通帳
- ☐ 相続人代表者の印鑑(認印)

●葬祭費の支給申請

- ☐ 葬祭執行者(喪主)が確認できる書類(会葬礼状、葬儀の領収書等)
- ☐ 葬祭執行者(喪主)の通帳
- ☐ 委任状(葬祭執行者以外の口座に振り込む場合)

※埼玉県後期高齢者医療広域連合指定様式

受付窓口

町民課 後期高齢者医療担当 (内線259・456)

期限

葬祭費の支給申請 葬儀を行った日の翌日から2年以内

65歳以上または要介護認定を受けている方

手続き・持ち物

●介護保険資格喪失届の提出

- ☐ 故人の介護保険被保険者証等

受付窓口

高齢介護課 介護保険担当 (内線315・316)

期限

亡くなった日から14日以内

高齢者福祉サービスを利用している方

緊急通報システム・配食サービス・紙おむつ等支給を受けていた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●利用廃止届の提出

受付窓口

高齢介護課 高齢者福祉担当 (内線318)

期限

速やかに

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している方

必要となる書類については事前にお問い合わせください。

手続き・持ち物

●廃車または名義変更

- ☐ 標識交付証明書
- ☐ ナンバープレート

受付窓口

税務課 町民税担当 (内線243・436)

期限

相続から15日以内

町民税・県民税を納めている方 / 固定資産を所有している方 / 町税の納付(未納がある場合)

手続き・持ち物

●相続人代表者指定届の提出

- ☐ 相続人代表者指定届

●土地・家屋の現所有者変更

- ☐ 固定資産現所有者申告書
- ☐ 未登記家屋の所有者変更届(該当者のみ)
- ☐ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

●納税相談(未納がある場合)

- ☐ 本人確認書類(相続人代表者)

●口座振替終了の届出(口座の登録がある場合)

受付窓口

税務課 町民税担当 (内線243・436)
資産税担当 (内線245・246)
収納担当 (内線240・244)
徴収担当 (内線433・437)

期限

速やかに

身体障害者手帳 / 療育手帳 / 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

手続き・持ち物

● 障害者手帳の返還

- ☐ 手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)

● 受給者証等の返還(重度心身障害者医療費受給者証、福祉サービス受給者証、自立支援医療費受給者証、福祉タクシー利用券又は燃料費利用券)

- ☐ 各種受給者証、利用券
- ☐ 相続人の印鑑(認印)
- ☐ 相続人の預金通帳

● 各種手当の資格喪失届の提出(在宅重度心身障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等)

- ☐ 相続人の預金通帳

● 埼玉県心身障害者扶養共済制度に関する手続き(加入者のみ)

※持ち物は特にありませんが、窓口にて書類を記入していただきます。

受付窓口

福祉課 障がい福祉担当 (内線264・267・269)

期限

速やかに

こども医療費 / ひとり親家庭等医療費 / 児童手当を受給されている方

受給している方もしくは受給対象児童が亡くなった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

● 受給資格証の返還(医療費)

● 受給者の変更

※事由により必要書類が異なりますのでお問い合わせください。

受付窓口

子育て支援課 子育て支援担当 (内線265・279)

期限

亡くなった日の翌日から15日以内

児童扶養手当 / 特別児童扶養手当を受給されている方

受給している方もしくは受給対象児童が亡くなった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

● 受給資格喪失届等

※事由により必要書類が異なりますのでお問い合わせください。

受付窓口

子育て支援課 子育て支援担当 (内線265・279)

期限

速やかに

上下水道の利用者または所有者

まずはお電話でご相談ください。(書類の提出が必要になる場合があります。)

手続き・持ち物

●上下水道の休止 ●上下水道の名義変更 ●お支払い口座の変更

☐ 「お客様番号」が分かる水道使用水量等のお知らせ(検針票)などをご用意ください。

(※口座振替依頼書は、金融機関に提出していただくことになります。)

受付窓口

上下水道課 料金収納 ☎0480-37-1232
〒345-0036 杉戸町杉戸1丁目1番1号(第一配水場敷地内)

期限

速やかに

犬を飼っている方

犬の飼い主だった方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●犬の登録事項の変更届の提出

☐ 犬の鑑札

受付窓口

環境課 環境保全担当 ☎38-0401
〒345-0001 杉戸町大字木津内577番地 環境センター

期限

新たに犬の飼い主になった方は、30日以内に犬の鑑札を持参して杉戸町環境課まで届出てください。(犬の所在地を町外に移す場合は、杉戸町で交付した犬の鑑札を持参して、新所在地の市役所等で手続きを行ってください。)

農地を相続された方

相続により、農地の権利を取得した場合は、その旨を農地の所在する農業委員会に届出をすることが必要です。

手続き・持ち物

●農地法第3条の3の規定による届出書の提出

- ☐ 相続登記済みの登記簿謄本など、相続したことが確認できる書類
- ☐ 本人確認書類

受付窓口

農業委員会事務局 (内線324)

期限

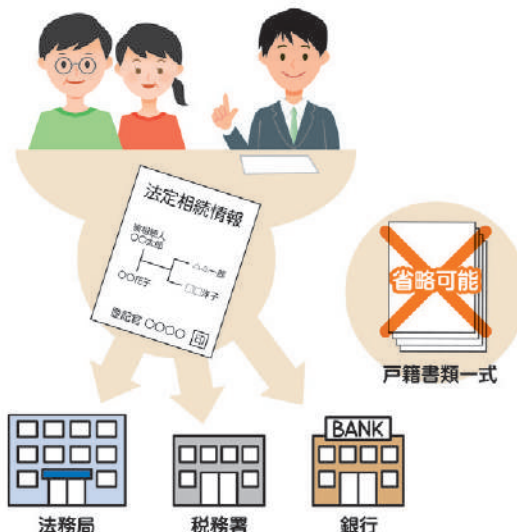
相続後、速やかに

法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。
これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)**

次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など



(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- ☐ 被相続人の戸籍除籍謄本 ☐ 被相続人の住民票の除票 ☐ 相続人の戸籍謄抄本
- ☐ 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- ☐ 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- ☐ 委任状
- ☐ (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- ☐ (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

○弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- ☐ 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。
法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

山下行政・労務コンサルティング

山下行政書士事務所



預貯金解約



遺産分割



不動産登記

相続後の手続きは相続・遺言専門行政書士へお任せください
司法書士・税理士と連携しており、全て当事務所で対応いたします

相続後の主な手続き

- ・ 遺言書の有無確認
- ・ 法定相続情報一覧表の作成
- ・ 遺産分割協議書の作成
- ・ 不動産名義の変更登記
- ・ 銀行預金等の解約手続き
- ・ 相続税の申告・納付

まずはお気軽にお電話ください

初回相談無料

電話受付時間 9:00-18:00 (土・日・祝日も受付対応)

☎ : 048-856-9342

山下行政・労務コンサルティング 山下行政書士事務所

代表 特定社会保険労務士・特定行政書士 山下清徳 (幸手市在住)

〒330-0845 埼玉県さいたま市大宮区仲町 3-105 千鳥ビル 5F

E-mail : yamashitaoffice@hb.tpl.jp HP : <https://yamashitaconsulting.com/>



相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

❶ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❷ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❸ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のとおり相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び 相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ● 除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
※原則として、委任状必須

法務局HPより
ダウンロードが
可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と
登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)
の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成

昭和37年創業

東武動物公園駅東口駅前

株式会社埼玉土地

不動産
売買

仲介

賃貸

空き家
利活用

など



空き家・空き地、自社にて買取します。

古家つき、家具など家財道具もそのままOK

(仲介手数料不要)



2024年4月1日から不動産の相続登記が義務化されました



相続した空き家・空き地を手付かずのままどうしようか困っている方は、次世代に問題を残しそのままにする前にぜひ一度ご相談ください。

埼玉土地のお問い合わせはこちらから

☎0480-32-0272

所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町
百間2-4-23

ホームページは
こちらから

営業時間/9:00~18:00
定休日/毎週水曜日・第二火曜日
メールアドレス:kabu.saitochi@gmail.com

免許番号 埼玉県知事(15)第3680号
所属団体 (公社)埼玉県宅地建物取引業協会
(公社)首都圏不動産公正取引協議会



他士業と連携しワンストップで対応可能

永代供養墓

古利根川の辺、安らぎの苑。

北春日部霊園

管理費不要

後継者不要

墓じまい不要

宗教・宗派不問

3万円 (納骨のみ)

5.2万円 (納骨3万円 + 芳名板2.2万円)



納骨できるお墓選びをお手伝いします！

- 生前予約可能です。
- 芳名は俗名(氏名)のみの表記となります。
- 本永代供養墓は合祀となり、納骨後の改葬・分骨はできません。
- 納骨は非課税です。
- 読経料別途必要です。

来迎院 北春日部霊園

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷1721
TEL 0480-32-9881 FAX 0480-32-9890

TEL 0480-32-9881

不在の場合は0480-32-0272へ

お問い合わせ・お申し込み・
資料のご請求など、お気軽に
お問い合わせください。

北春日部霊園

検索

もしもの備えをしましょう

家の所有者等の高齢化に伴い、心配されるのが認知症です。

厚生労働省の発表では2040年には高齢者の約7人に1人が認知症を発症するおそれがあると予測しています。

認知症などで判断能力を失ってしまうと、契約や預貯金の引き出しなどができなくなってしまうます。

万が一に備えて、成年後見制度の利用を検討してみましょう。

成年後見制度

法定後見人と任意後見人

後見人には、法定後見人と任意後見人の2種類があります。

後見人の任務は、法定後見の場合は財産管理と身上監護[※]に関する事務のほか、空き家の管理も務めになります。

任意後見の場合は任意後見契約に定められた事項が後見人の任務となるため、空き家の管理も任意後見人の権限でできるよう契約において設定することが重要になります。

※委託者の医療や介護に関する契約等の法律行為

備えて
大切ね!



所有者に
判断能力がなくなった
後に選任される

法定後見人



所有者に
判断能力がある時に
定める

任意後見人

後見人が
空き家を売却
できる?



例えば、認知症の所有者が、施設などに入所するための費用を捻出するために、後見人が財産を売却することは可能です。あくまでも本人を保護するために必要な場合に限り、自由に売却できるものではありません。特に、法定後見人が居住用の財産を売却する場合は裁判所の許可が必要です。

相談窓口 杉戸町成年後見支援センター(杉戸町社会福祉協議会) ☎0480-32-7402

遺言

相続人を決めておく

自分が死んだ後、誰に、何の財産を相続させるのかを決めるために、最も効力があるのが遺言です。遺言にはいろいろな決まりごとがあり、場合によっては無効になることもありますので、司法書士などに相談して作成した方がよいでしょう。



遺言による
相続は
拒否できる?

遺言書に相続させると書かれていても、相続人がそれを辞退することは可能です。そのようなことにならないように、予め、相続させたい人と話し、合意しておくことが重要です。遺言書も、判断能力があるうちに作成しておかないと、無効となることもありますので、特定の人に相続させたい場合は、早めに遺言書を作っておいた方が無難です。

相続した／空き家になった

いつかは夢の家づくり
太平ホームのリフォーム

実家をどうする？

快適に住みつづけるために

管理が大変なら

リフォーム するか？

売却 するか？

太平ホームの
一棟まるごとフルリフォーム
「リバイバルハウス」で新築同様
みちがえる！ よみがえる！

建物解体・室内片づけ不要
現況のままで買い取ります
太平ホームの建物でなくても
かまいません

リフォーム・不動産売却 どちらもおまかせください！

太平ホームなら「リフォーム」も
「不動産売却」も **ワンストップ**でOK！



- 建設業許可／埼玉県知事(特-4)第36615号
社員保有資格／建築士・施工管理技士・増改築相談員…
- 宅地建物取引業許可／埼玉県知事(12)第8089号
社員保有資格／宅地建物取引士・F.P・相続診断士…

死亡に関する手続きについてよくある質問

Q 死亡の記載のある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか？

A 原則として本籍が杉戸町にある場合は、死亡届を受理した日から1週間～10日で交付できます。戸籍審査に時間を要する場合がございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

なお、本籍が杉戸町以外にある場合は、交付までに2週間～3週間かかります。詳細は本籍のある市区町村にお問い合わせください。

Q 住民票や戸籍の請求時に必要なものは何ですか？

A 請求者の本人確認書類

- ・写真付きのもの1点・・・マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳等
 - ・写真付きのものがいない場合は2点・・・資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳等
- ※委任状等が必要な場合があります。

(参考)主な手数料

- ・住民票(除票)の写し……………(1通300円)
- ・戸籍謄(抄)本……………(1通450円)
- ・除籍謄(抄)本……………(1通750円)
- ・戸籍の附票……………(1通200円)



※どのようなものがよいか、あらかじめ提出先でご確認いただくと申請がスムーズです。

確認事項

●住民票の場合

4情報(住所・氏名・生年月日・性別)が入ったものが基本です。

本籍地や続柄の記載が必要なのか、世帯全員のものが必要なのか、相続人の住民票が必要なのか、亡くなられた方の除票(死亡日の載っているもの)が必要なのか等、提出先へご確認ください。

●戸籍の場合

相続や名義変更などでは、「亡くなられた方(被相続人)の生まれてから亡くなるまでの戸籍」が必要になることが多いです。亡くなられたことがわかる戸籍でよいのか、相続人の戸籍が必要なのか等、提出先へご確認ください。

相続が発生した方

相続税のこと で相談ください



松村会計事務所では、このような方からのご相談を承っています。

相続財産が基礎控除額を超える方
(相続税の申告が必要です)

相続財産の例

- 手元現金 ● 預貯金 ● 不動産 ● 株式等の金融財産
- 生前贈与された財産 ● 生命保険金 等

基礎控除額
(計算式)

$$= 3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$$



生前贈与や、親族間での資金移動があり
「税務調査」が心配な方



賃貸不動産を相続して、これからの
確定申告(所得税)に困っている方



今回の相続だけでなく、「次の相続(二次相続)」
の対策も今のうちに考えておきたい方

親切・丁寧・安心を大切にする、
地域密着の松村会計事務所です。

昭和45年の創業から、地域の皆様の相続税に関するお悩みに寄り添って
まいりました。ひとりで悩まず、まずはお気軽にお問い合わせください。

代表税理士 松村 純也



初回相談

無料

お電話でのお問い合わせはこちらから

☎ 0480-33-0575

営業時間 ▶ 9:00 - 17:00

定休日 ▶ 土日祝日

 松村会計事務所
Matsumura Accounting Office

〒345-0802

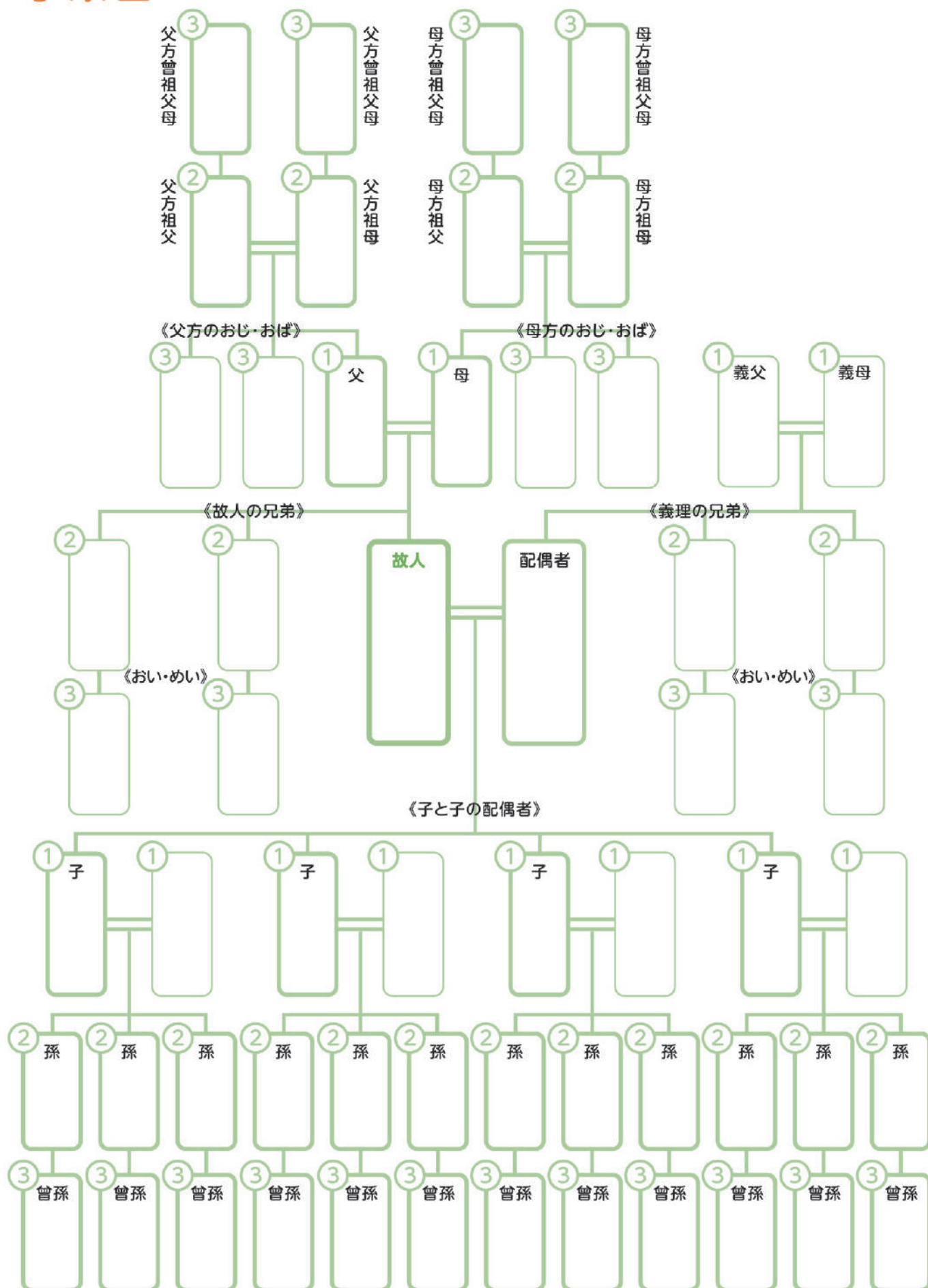
南埼玉郡宮代町中島230-11

ホームページから
お問い合わせ



家系図

※数字は親等数



相続の手続き

◀ 何から始めればいいのかお困りではありませんか? ▶

**杉戸町
出身の
司法書士**



棚瀬司法書士事務所に、
まるごとお任せください

大切な方を亡くされた後、慣れない手続きに追われるのは、
心身ともに大きな負担です。

地元・杉戸町に根ざした当事務所が、
複雑な相続手続きを丁寧にサポートします。



戸籍収集から相続登記・銀行手続きまで
相続手続きを一括対応

相続に必要な戸籍謄本の収集、遺産分割協議書の作成、法務局への
登記申請、預貯金の解約まで、**必要な手続きをまとめてお任せ**いただ
けます。



ご自身の終活の
ご相談も承ります

「自分の意思を残したい」とお考えの
方の遺言書作成も丁寧にサポート
いたします。



まずはお電話・お問い合わせフォームよりお気軽にご相談ください

**初回
相談無料**

0480-44-8452

受付時間 9:00~18:00 (休日:土・日・祝日)

メールでの
お問合せ



HPはこちら



棚

棚瀬司法書士事務所

代表:棚瀬 直幸(埼玉司法書士会 所属)

〒345-0044 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野852



代理で手続きを依頼する場合は、
委任者直筆の委任状が必要となります。

委任状

記入例

必ず委任者本人(頼む人)が直筆で記入してください。
委任者本人が記入していない場合や委任内容が不明確など、疑義がある場合は、委任状として認められません。黒のボールペンで記入してください。(書いた文字を消せるボールペンは使用不可)

記入日: 年 月 日

杉戸町長 あて

代理人(代わりに窓口に来る人)

住 所: 杉戸町清地2丁目9番29号

氏 名: 杉戸 太郎

生年月日: 平成 ●● 年 ●● 月 ●● 日

上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

転入・転出・住民票(世帯全員、続柄、本籍記載)・●●の出生から死亡までの戸籍謄本
の請求及び取得・手続きに関すること

請求の理由: 転入手続き後住民票を会社に提出・相続手続きのため戸籍謄本を銀行へ提出

委任者本人(頼む人)

住 所: 杉戸町杉戸〇丁目〇番〇号

氏 名: 杉戸 花子

生年月日: 昭和 ●● 年 ●● 月 ●● 日

電話番号: ●●●-●●●●-●●●● ※日中連絡のとれる電話番号

※登録印鑑

【代筆者記入欄】

委任者は、(身体的な理由) ケガにより文字が書けない により自署困難のため、
委任者本人の意思を確認し代筆しました。(委任者の本人確認書類も添付します。)

代筆内容に相違なく、一切の責任を負うことを誓約します。代筆者 杉戸 二郎

(代筆の場合は委任者本人の拇印又は押印を、委任者氏名の横に押してください。)

※代理人が、マイナンバーを記載した住民票の写し等を請求される場合は、代理人に直接お渡しできません。
委任者本人の住民登録地へ郵送となります。

※印鑑登録等の申請については、代理人による申請の場合、当日は受付のみとなり、印鑑登録証明書の即日発行はできません。登録したい印鑑を押印し、その印鑑を御持参ください。

※この委任状をコピーしてご記入の上、
提出してください

委任状

必ず委任者本人(頼む人)が直筆で記入してください。
委任者本人が記入していない場合や委任内容が不明確など、疑義がある場合は、委任状として認められません。黒のボールペンで記入してください。(書いた文字を消せるボールペンは使用不可)

記入日: 年 月 日

杉戸町長 あて

代理人(代わりに窓口に来る人)

住 所: _____

氏 名: _____

生年月日: _____ 年 月 日

上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

の請求及び取得・手続きに関すること

請求の理由: _____

委任者本人(頼む人)

住 所: _____

氏 名: _____

生年月日: _____ 年 月 日

電話番号: _____ ※日中連絡のとれる電話番号

※登録印鑑

【代筆者記入欄】

委任者は、(身体的な理由) _____ により自署困難のため、
委任者本人の意思を確認し代筆しました。(委任者の本人確認書類も添付します。)

代筆内容に相違なく、一切の責任を負うことを誓約します。 代筆者

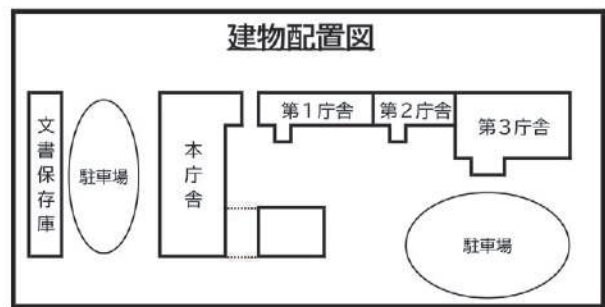
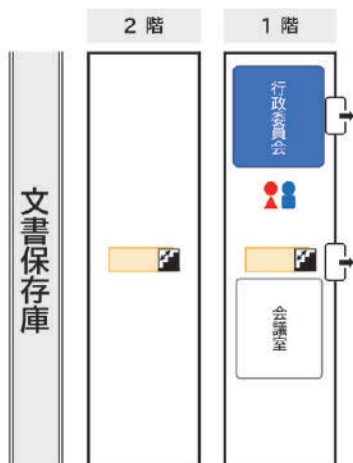
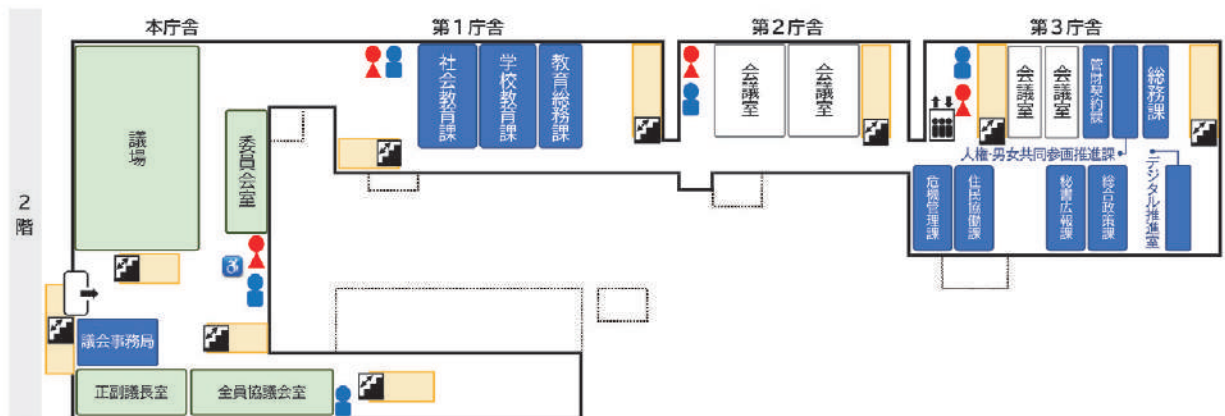
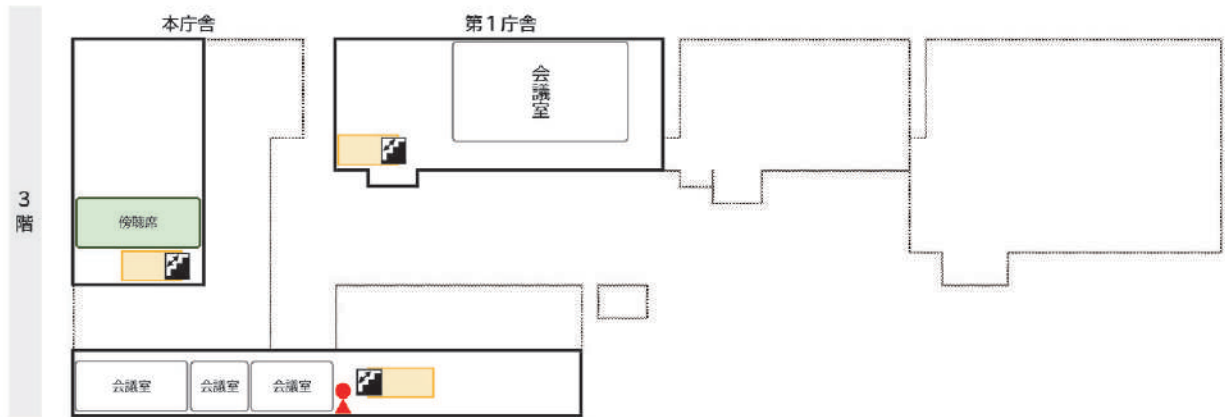
(代筆の場合は委任者本人の拇印又は押印を、委任者氏名の横に押してください。)

※代理人が、マイナンバーを記載した住民票の写し等を請求される場合は、代理人に直接お渡しできません。

委任者本人の住民登録地へ郵送となります。

※印鑑登録等の申請については、代理人による申請の場合、当日は受付のみとなり、印鑑登録証明書の即日発行はできません。登録したい印鑑を押印し、その印鑑を御持参ください。

杉戸町役場 庁舎案内図 (令和7年4月現在)



お墓の準備はお済みですか？

家康公ゆかりの禅寺には
豊富なお墓の選択肢が
あります

埼玉県杉戸町



掲載金額は
全て税込表記です

竹林の中で
静かな
安らぎを



樹木葬 6万円

埋葬は散骨にて、1霊様ごとの金額です。
別途管理費3万円(一括払い)を申し受けます。
管理費は何霊でも1霊様分のみです。

手ごろでも
美しく、
選べる意匠



個別墓 55万円～

墓石建造費と永代利用料込みの金額です。
別途管理5,000円(年ごと払い)を申し受けます。
4霊様まで骨壺のままご納骨可能です。

芝生に建つ
堅牢な
合葬墓



永代供養堂 25万円

33年間骨壺で堂内に安置します。別途管理費
(一括払い12万円か年ごと払い5000円)を
申し受けます。

さらに



納骨無料の ペット墓を準備中

詳しくはお問合せ下さい



ご葬儀や法事も可能です

本堂と客殿は約50名参列可能で、
利用料無料。ご戒名をお授けする葬儀や、
四十九日、年回法要のご相談を承ります。

ご負担を抑えて
お心とご事情に
寄り添うご供養を
ご提案します

23代目住職
吉州正行



歴史と自然に彩られ、無料イベントも多数

正明寺は、杉戸町で400年続く禅寺です。徳川家康公の正妻・築山御前を
輩出した関口家の菩提を代々お預かりしてきました。地域に根ざした寺院として、
ご納得いただける費用感を心がけ、末永くご家族の安心を見守ります。
四季折々の自然が楽しめる境内には広い駐車場もあり、境内でマルシェや
落語会を定期的開催。ぜひ一度、足をお運びください。



さいじゅうざん しょうみょうじ
宰住山正明寺
www.saijuzan.jp

北葛飾郡杉戸町鷺巣868-1
電話: 0480-38-0207
FAX: 0480-38-4555

お墓について
詳しくはコチラ



相 続 遺産承継

埼玉県 幸手市

司法書士法人 増田合同事務所

幸せの手と手をつなく
お手伝い

相続(遺産承継)のご相談は増田合同事務所にお任せください。

相続のお手続きを一括してお引き受けいたします。



〒340-0115埼玉県幸手市中4丁目10番20号

※幸宮神社内に駐車場のご用意がございます

東武日光線 幸手駅--徒歩7分--当社

お車の場合 幸宮神社内に駐車場のご用意あり

相続業務のご案内

相続手続き(遺産承継業務)とは

相続手続き(遺産承継業務)とは、相続人の方からのご依頼によりお亡くなりになった方の財産(不動産・預貯金・株式など)を相続人へ承継させること。仕事や日々の生活で多忙な方や、歳を重ねるうちに体を動かすことのできない方々のご負担を軽減いたします。

安心無料相談

訪問無料相談

「お電話」または「ホームページ」にて
ご予約承っております！

☎ 0480-42-4741
🌐 masuda-godo.jp



「すべての依頼者の方の幸せの一助になる」を理念に、開業以来50年以上に渡り、事務所を運営して参りました。私たちは皆様のあらゆるお悩みにしっかり耳を傾け、適切なアドバイスをいたします。どうぞお気軽にご相談ください！



司法書士法人

増田合同事務所